

短期給付における主な変更点

1 平成28年8月から介護休業手当金の支給額が引上げになります。

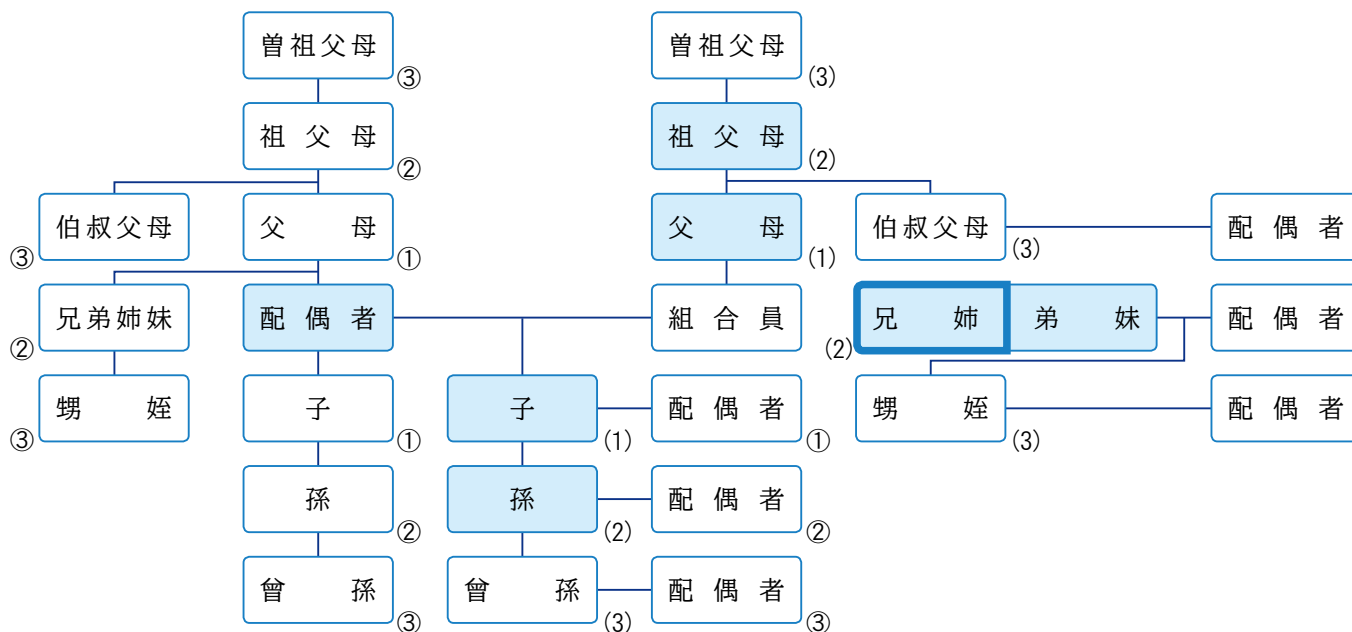
平成28年8月1日以後に開始された介護休業に係る介護休業手当金の給付割合が「100分の40」から「100分の67」に引上げになりました。なお、同日前に開始された介護休業に係る介護休業手当金の給付割合については、従前の例によることとされました。



介護休業の初日が平成28年7月31日以前の場合	介護休業の初日が平成28年8月1日以後の場合
1日につき 標準報酬日額×40/100	1日につき 標準報酬日額×67/100

2 平成28年10月から被扶養者の対象として別居の兄・姉が加わります。

平成28年10月1日からは組合員の兄姉について、同一世帯（同居）要件がなくなり、別居の兄・姉を被扶養者に認定できるようになりました。



注1 ① () 内の数字は血族の親等を、○内の数字は姻族の親等を表わす。

② 内は同居を認定条件としない親族を、 は同居を認定要件とする親族を表わす。

別居している兄・姉を被扶養者に認定できるようになりました。
認定の申請は、各所属所で手続きをしてください。



お問い合わせ先： 給付担当 075(414)5808